

V. 3つの基本方針を実現するための具体的な施策

3つの基本方針を実現していくために、(1)コミュニケーション支援、(2)生活支援、(3)地域での活躍支援の3つを大きな施策とし、具体的な取組を進めていきます。

1. コミュニケーション支援

外国人県民が、日常生活を送る上で必要な情報を簡単に入手できるよう、国籍・地域や在留資格別の特徴などを踏まえた情報の多言語化や提供ツールの多様化を進めるとともに、必要な行政サービスを楽しむよう、行政サービスの多言語化や相談体制の充実を進めます。あわせて、様々な場面において日本人県民との意思疎通が可能となるよう、日本語教育の充実や「やさしい日本語」の普及などを進めます。

(1) 行政・生活情報の多言語化

① 多様な言語、多様なメディアによる行政・生活情報の効果的な提供

県民に対する行政サービスや県民が履行しなければならない義務の内容のほか、日常生活上必要となるルールや慣習、さらには地域での交流イベント等について、多言語（「やさしい日本語」を含む。以下同じ。）での情報提供を行います。とりわけ、外国人県民が地域住民としての生活を開始してからできるだけ早い時期に、行政情報や日本社会の習慣等について学習・理解する機会を提供できるよう、県や市町村、企業、支援団体、地域社会などが連携して取り組みます。なお、その際、使用する言語については、外国人県民の国籍・地域や在留資格などを考慮し、選択します。

また、情報の提供に際しては、行政の窓口やウェブサイトに加えて、地域の日本語教室や外国人県民が働く企業・事業所等、効果的な情報伝達ルートを活用するとともに、SNSを積極的に利用します。

② 行政サービス等の多言語化

外国人県民が行政機関を訪問した際にコミュニケーションに支障が生じないよう、電話・映像通訳サービスや、多言語翻訳アプリ等の活用を進めるとともに、専門性が高い場合や少数言語等の必要性にあわせ、通訳の手配

を行います。加えて、学校など、県内の行政機関等から要請があった場合は、奈良県多文化共生ボランティア制度に登録された通訳ボランティアを派遣します。

また、日本語でのコミュニケーションが少しでも容易になるよう、行政機関だけでなく、企業や地域社会も含め、「やさしい日本語」の普及を推進します。

(2) 相談体制の整備・充実

① 外国人生活相談体制の整備・充実

外国人県民が日常生活に必要な情報を入手するとともに、生活上生じる様々な問題について相談できる、一元的相談窓口（原則無料）を設置します。あわせて、外国人県民が利用しやすいよう、出張相談や SNS を活用した相談など工夫を行うとともに、専門性の高い相談にも対応できるよう、弁護士などの専門家や関係機関との連携を強化します。

(3) 日本語教育の推進

① 日本語学習機会の提供

外国人県民が日常生活を送る上で必要となる日本語を習得できるよう、ニーズを踏まえた日本語学習機会の提供に努めます。具体的には、少しでも身近な地域で学習できるよう、既存の地域日本語教室の運営に対するサポートのほか、新規開設や、仕事や授業などの時間にかかわらず学習できるよう、オンラインでの学習機会の提供などを促進します。

特に、学校でも企業・事業所でも日本語を習得する機会が少ない、児童生徒の保護者や就業者の配偶者が、地域で日本語を学習しながら、簡単な困りごとや相談ごとなどができるよう、環境づくりを進めます。

このほか、就業している外国人県民が、それぞれの企業や事業所などで日本語を学習することを支援します。

② 日本語学習を支える人材の確保

外国人県民の日本語学習が適切かつ十分に行われるためには、日本語学習を支える人材が欠かせないことから、関係機関が連携しながら、ボランティアも含めた人材の育成を進めます。

2. 生活支援

外国人県民一人ひとりが、日本人県民と同様に、子育てや教育、福祉などの各分野において、ライフステージにあわせた支援を得られるよう、それぞれの状況に配慮したサービス提供を進めます。

また、外国人県民が安全・安心に暮らせるよう、災害時の支援体制の整備や医療機関の多言語対応の推進などにも努めます。

(1) 子育て・教育の充実

① 学校での日本語の学習支援

文部科学省「外国人の子どもの就学状況等調査」により状況を把握した上で、小中学校での日本語指導教員を配置するほか、高等学校では外国人生徒指導員の配置を、帰国特例枠のある学校では日本語学習のための取り出し授業を実施・充実するなど、児童生徒一人ひとりに応じた日本語学習を支援します。また、日本語指導に関わる人材の確保や育成のため、教職員等の日本語指導研修などの支援強化・充実を図ります。

② 不就学のこどもへの対応・就学機会の確保

学習の機会を逸した外国人のこどもについては、本人や保護者の希望に基づき、公立の義務教育諸学校への円滑な編入が行われるよう措置するほか、学校生活を送るために必要な日本語能力が不十分である場合は、日本語学校・日本語教室等において受け入れるなど、学校生活への円滑な適応につなげるための教育・支援等を実施するよう努めます。

また、通学区域内における義務教育諸学校で外国人児童生徒の十分な受入体制が整備されていない場合は、保護者の申立てに応じて、地域の実状を踏まえ就学校の変更を認めるなどの対応を検討します。加えて、日本語でのコミュニケーション能力の不足等により、ただちに年齢相当の学年の教育を受けることが適切でないと認められる場合には、一時的又は正式に日本語能力・学習状況等に応じた下学年への編入学を認める等により対応します。

このほか、外国人中学生と保護者のための進学説明会の開催なども引き続き行うなど、外国人県民が高校を受検しやすい環境づくりに努めます。

③ 子育て・就学前教育の多文化対応

言語、習慣面での配慮を十分行えるよう、外国人幼児を多数受け入れている保育所等での保育士の加配を進めるほか、児童相談所や児童養護施設・母子生活支援施設等の多言語対応を推進します。

④ 学齢を経過した外国人への配慮

様々な事情から義務教育を修了しないまま学齢を経過した外国人県民があらためて教育を受けられるよう、公立の夜間中学校での受入れを進めるとともに、ボランティアの派遣などをおして民間で運営している自主夜間中学校を支援します。

⑤ 多文化共生の考え方に基づく教育の推進

県内すべての学校で多文化共生の考え方に基づく教育を進めるため、教職員の研修を進めるとともに、国際交流員や奈良県多文化共生ボランティアなどを学校に派遣します。

(2) 災害時の支援など安全の確保

① 災害時の体制整備

外国人県民の中には、地震や台風などの災害になじみのない国・地域の出身者が多いほか、国内で最近発生している大規模災害において、外国人住民への支援などが不十分な例も見られることから、外国人の自主防災意識の啓発を進めることが不可欠です。そこで、外国人県民による災害時の自助・共助を進めるため、多言語化された防災カードの配布を行政や企業、地域社会が連携して進めるとともに、ハザードマップの多言語化を促進します。また、外国人住民が参加しやすいよう訓練内容の工夫や外国人防災リーダーの育成等を行うことにより、地域における防災活動への外国人住民の参加を進めます。

また、災害・防災情報の多言語化や SNS などを活用した提供ツールの多様化などを進めるほか、災害発生時に外国人被災者に対する支援を適切に実施するため、対応マニュアルなどを改めて見直すとともに、定期的なマニュアル等の確認や訓練の実施、ボランティアの確保などを行うなど、行政が中心となって関係機関と連携した災害時の体制整備に努めます。

② 防犯・交通安全の推進

外国人県民を対象とした犯罪なども増えていることから、技能実習生等を対象とした防犯教室を開催するほか、外国人県民の多くが自転車を主な移動手段としていることを踏まえた、交通安全教室の開催を進めるなど、意識啓発や情報提供に努めます。

また、外国人県民を対象とする消費者トラブルを防ぐため、消費者相談窓口での多言語対応や多言語での情報発信などを進めます。

(3) 医療・保健・福祉サービスの提供

① 多言語対応の推進

外国人県民が医療・保健・福祉サービスを適切に享受できるよう、多言語化を促進します。

特に、医療機関における多言語対応については、まずは多言語対応が可能な医療機関の情報をわかりやすく提供します。さらに、既存の医療通訳ボランティアの紹介など、外国人県民が少しでも安心して受診できるよう、医療機関の多言語化を促すための方策について検討を進め、その実現に努めます。

また、保健・福祉サービスについては、サービスそのものが十分に知られていない可能性もあることから、外国人県民が必要とするサービスを適切に利用できるよう、サービスの内容や利用の際の手続について、多言語化やその提供ツールも含め、広報の見直しを進めます。

(4) 居住環境の整備

① 外国人県民に対する公営住宅の提供

外国人県民に対して、地域の実情に応じて、可能な限り地域住民と同様の県営住宅等の入居申込資格を認めるとともに、県営住宅等公営住宅の入居者募集案内等の広報や入居相談の多言語化に努めます。

② 外国人県民に対する居住支援の促進

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成29年国土交通省令第63号)により「住宅確保要配慮者」の一つに日本の国籍を有しない者が掲げられていることから、行政、居住支援協議会、

居住支援法人及び不動産関係団体などが連携を図り、住宅セーフティネット制度に関する情報提供を行うなど、外国人県民を対象に地域の実情に応じた居住支援を促進します。

3. 地域での活躍支援

県人口の減少が進む中、県内産業の担い手となる外国人材の受入を進めるとともに、県内の大学等で学び、卒業後も県内で活躍する外国人留学生の受入を促進します。また、県内で暮らす外国人県民が地域社会の一員として活躍できるよう、多文化共生意識の啓発・醸成を進めるほか、交流活動に対する支援を行い、地域の活性化に繋げていきます。

(1) 就業支援

① 外国人材の受入体制の整備

本県では、介護や建設、製造業、宿泊業・飲食サービス業などを中心に、様々な分野で担い手不足となっていることから、これまで外国人材を受け入れた経験がない事業所などを中心に、受入に向けたセミナーの開催やインターンシップの機会の提供などの取組を進めます。

② 留学生等の県内企業・事業所等での就業促進

県内大学の外国人留学生が、学業修了後も県内の企業・事業所等で活躍できるよう、セミナーや企業との交流会などを開催するほか、ベトナムなど海外の大学生も含めた県内企業でのインターンシップなどを進めます。

また、高校では県内の外国人生徒向けの進路ガイダンスを行います。

このほか、県内で就職を希望する外国人に対して、しごとiセンターやハローワーク等の関係機関が連携しながら、就労支援を行います。

③ 働きやすい職場環境づくりの促進

県内企業・事業所等で働く外国人労働者ができる限り長い期間、同じところに定着するよう、企業・事業所等に専門家を派遣するほか、外国人労働者の学習支援を行う企業・事業所等を行政が支援します。

また、職場での労働状況などで問題を抱える外国人労働者が相談できる労働相談窓口を設置します。

(2) 留学生への支援

① 留学生の受入拡大

県内の大学における海外からの留学生受入拡大を進めるため、海外大学との協定締結など、関係強化を促します。

② 留学生の地域活動の支援

留学生の多くがある程度の日本語能力を習得しており、本県での多文化共生推進において重要な役割を果たすことを期待できることから、地域での交流活動への参加や県内の歴史・文化体験などを促すとともに、奈良県多文化共生ボランティアや地域コミュニティの一員などとして活躍できるよう支援します。

(3) 地域社会での活動支援

① 多文化共生の意識啓発・醸成

本県では、基本的人権が尊重される差別のない社会の実現に向け、毎年7月を「差別をなくす強調月間」と定め、市町村とともに「豊かな人権文化の創造」を目指し、多文化共生の意識啓発に係る取組を県内各地で行っています。その中で外国人県民に対するヘイトスピーチがおこらない環境づくりを進めています。

また、毎年開催している「なら・ヒューマンフェスティバル」では、地域で活動している様々な団体などと連携・協力し、人権啓発に関する情報発信等に取り組んでいます。

こうした取組を引き続き進めるとともに、毎年1月の「ライフ・イン・ハーモニー推進月間」を中心に、関係機関が連携し、多文化共生に係る広報活動を推進します。

さらに、行政や関係団体が連携しながら、外国人県民の母国の文化や日本文化等を紹介する交流イベントや「やさしい日本語」研修など、様々な機会を通して、多文化共生の意識啓発・醸成に繋げていきます。

加えて、地域における異文化や外国語を学習する活動を支援することにより、多文化共生の裾野を広げていきます。

② 地域社会での交流活動への支援

外国人県民の多くが地域社会の活動に関心を持っていることから、その情報をわかりやすい形で届けられるよう、多言語化や SNS の活用などに取り組みます。

また、地域の日本語教室を拠点として交流機会づくりなど、地域住民と外国人県民が相互に交流し、多文化共生に対する理解を学ぶ活動を支援します。

③ 外国人住民の地域社会での活躍促進

外国人県民が、地域住民として主体的に地域で活躍できるよう、地域の外国人コミュニティのキーパーソンとなるような人物を発掘・育成を進めます。そのために、県内で活躍している外国人県民を紹介するほか、外国人県民のコミュニティ活動を支援します。

また、交流活動が活発な地域を中心に、関係機関が連携し、外国人県民の地域社会（自治会、商店街等）での活躍を促します。

加えて、奈良県多文化共生施策推進懇話会への外国人県民の参加など、必要に応じて、地方公共団体の施策に外国人県民の意見を反映させる機会を設けるよう努めます。